

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 1 月 6 日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社アイキューブドシステムズ
【報告者の住所又は所在地】	福岡市中央区天神四丁目 1 番37号
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区天神四丁目 1 番37号
【電話番号】	092-552-4358(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 CFO 坂田 崇典
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社アイキューブドシステムズ (福岡市中央区天神四丁目 1 番37号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社アイキューブドシステムズをいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、ワンビ株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

ワンビ株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

2024年12月 2 日(月曜日)から2024年12月27日(金曜日)まで(20営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数(350,000株)が買付予定数の下限(350,000株)に達し、かつ、買付予定数の上限(350,000株)を超えなかったため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2024年12月28日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	350,000(株)	350,000(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	350,000	350,000
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	3,500
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(g)	6,500
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	47.43

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2024年12月27日に公表した中間発行者情報に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2024年12月27日に公表した中間発行者情報に記載された2024年9月30日現在の新株予約権1,760個の目的である対象者株式の株式数(88,000株)を加算した潜在株式勘案後株式総数(738,000株)に係る議決権の数(7,380個)を分母として計算しております。但し、公開買付期間の末日までに新株予約権が行使されなかった場合、発行済株式総数(650,000株)に係る議決権数(6,500個)を分母として計算した「買付け等後における株券等所有割合」は53.85%となります。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。